

「 U C N 会 」

会 則



U C N 会

〒105-0004 東京都港区新橋5丁目18-1 玉置ビル2階

TEL 03-5777-6865

UCN会会則

第1条 名 称

本会は、UCN会と称する。

第2条 所在地

本会は、事務所を東京都港区新橋に置く。

第3条 目 的

本会はエネルギー・環境・国際問題等に関する会員それぞれの活動について、技術的、事務的なサポートを共有、あるいは効率化することにより、会員の社会貢献を促進することを目的とする。

第4条 会 員

本規定に賛同し規定の会費を納入する者を会員といい、創始時の会員を先任会員という。

正会員として入会を希望する者があった場合、先任会員の合意の元、受入れ及び条件について協議し承認するものとする。

なお、会員の内一名は当会の会計監査を担当する。

第5条 経 費

本会の基本的経費（家賃等）は先任会員、及び会員が負担のものとするが、その他の経費については、本会の趣旨に賛同する組織・個人からなる賛助会員からの賛助金や、調査委託費などを受けてこれに充てるものとする。なお賛助会員に対しては、本会が作成した資料を送付する。
賛助金は10万円／一口／年。

第6条 役 員

本会には次の役員をおく。

(1) 幹事 若干名

(2) 幹事のうち、1名を代表幹事とする。

代表幹事は幹事の互選によって決定する。

(3) 顧問を若干名おくことが出来る。

第7条 会員総会

毎年1回会員の総会を開催し、事業計画、予算を審議し承認を受けるものとする。

第8条 会 計

この会の会計年度は、4月1日より、3月31日までとする。

第9条 本会則の改訂

本会則の改訂には、総会で先任会員を含む3分の2以上の賛成を得なければならない。

(先任会則)
代表者